

(様式第4号)

上田市自治基本条例検証委員会 会議概要

1 審議会名	第4回上田市自治基本条例検証委員会
2 日時	令和2年10月28日 午後1時30分から午後4時30分まで
3 会場	市役所本庁舎 6階 大会議室
4 出席者	南雲委員(会長)、中村委員(副会長)、浦部委員、笠原委員、金井委員、齋藤委員、直井委員、堀委員、間藤委員、皆川委員、柳沢委員、山崎委員、山本委員
5 市側出席者	城下市民まちづくり推進部長、宮澤市民参加・協働推進課長、田中危機管理防災課長、小林行政管理課長、佐藤人権男女共生課長、上原議会事務局次長、佐藤資源循環型施設建設関連事業課長、中山政策企画課課長補佐、堀内財政課課長補佐、小林選挙管理委員会事務局次長、小岩井秘書課係長、内海広報シティプロモーション課係長、田中学校教育課係長、岩崎総務課主査、松崎自治協働支援担当係長
6 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和2年11月9日

協 議 事 項 等

- 1 開会
- 2 あいさつ(会長)
- 3 協議事項
 - (1)前回会議概要の確認について
 - (2)質問事項(前回までの検証分)に対する回答について
第6条、14条【事務局 資料に基づき回答】

(委員)「子どもの参加」について、他市には平成18-20年の段階で条例に盛り込まれている。上田市でも盛り込むべき時ではないか。成人になればすぐにまちづくり、市政に参加できるわけではない。

(委員)学校においても、今後子ども達が積極的に地域に関わっていくのは非常に大切な事。意見を述べる機会が保障されるという事は、大人からも認められ、自分達も意見に責任を持つという事。その感覚を子どもの頃から身に付ける事は大事である。教育行政も大きく変わってきている中で、是非条例に取り入れてほしい。

(事務局)条例での子どもの位置づけの部分について、「市民」の定義を、逐条解説で「市内に通学する幼稚園・小学校・中学校・高校・大学等に通学するもの」と記載している。子どもについてはこの部分で担保をしている。また、「マンガ版上田市自治基本条例の手引き」の中で、市民は大人だけでなく、子ども達も市民であると記載がされている。

(委員)今後の子どもの事を考えれば、条例に記載することも必要な気がするが、今結論を出すのは難しい。

(委員)子ども自身が主体的に参加できるという事を、その年齢層にあわせて伝えていくことが大事。条例に記載することよりも、子どもが主体的に参加できる社会を作ることが重要。

(委員)資料にある他市の自治基本条例については、子どもの権利の規定を抜き出しているが、市民の権利について別に規定があるのか。

(事務局)別に記載がある。

(委員)子どもの権利のみを規定した時に、障がい者や女性等の権利はどうするのか、と波及していくことが予想される。提言をまとめる時の付帯意見として記載するのはどうか。

(委員)前文にも市民には子どもも含まれると記載がされ、逐条解説にも記載されていることを考えると、改めて子どもの権利を条文として作ることはないと思う。提言の中または逐条解説の中に子どものことについて詳しく記載するのがいいのでは。

(委員)10年前とは教育現場も変わっており、社会参加が進んでいる。子どもという言葉をどこかに入れれば、5年後に改訂があるまでの間にまた議論がなされるのでは。

(委員)子どもという言葉はどこかに詳しく追記できればいいと思う。

(委員)子どもの権利というのはなかなか目に入りにくい。逐条解説の中で子どもについて記載して、目を向けさせていくことが大切では。

(委員)「市民」の解説の中に、子どもの記載を入れるのは賛成。子ども自身もだが、大人の意識として子ども一人の人間として見える化できる。幼稚園などに所属していない子どもも「市民」であるので、解説の中に「子ども」という単語を入れるのはいいと思う。

(委員)一括りに子どもと言っても小学1年生も高校生もいる。条例に入れて明文化するのも大切だが、子どもの意見をどう吸い上げて活用していくかが重要である。立派な条例を作っても活かす機会がなければ意味がない。活かす方法を逐条解説に載せるのがいいのではないか。

(委員)「マンガ版上田市自治基本条例の手引き」は、例年配布されているものなのか。

(事務局)毎年配付していない。内容の見直しと、来年度の発行について検討している。毎年配付するかについても検討する。

(委員)市民の責務を実行するために、特に子ども達に、ということを条例の中に盛り込めないか。まちづくり会議の中でも、子ども達をどう巻き込んでいくかが非常に悩んでいるところ。

(委員)何故このような条例があるということを、子ども達を含めた多くの市民に知っていただくかに尽きるのではないか。その方法を今後どう模索していくのかを記載すれば。

条例に、市内に通勤・通学する「者」とあるが、「児」を追記して「者と児」にするのはどうか。

(会長)皆さんの意見をお聞きすると、逐条に入れ込むのか、それとも新たに条例を作るのか。といったところかと思うが、事務局いかがか。

(事務局)条文に子どもの権利だけを規定すると、やはり高齢者・障がい者・女性はどうかという議論が必要になり、時間の制約もあり難しい。子どもの権利を規定しようとした場合、議会でも同じような議論になる事が予想される。付帯意見という形で記載しておいて、逐条解説の中にはしっかり子どもの権利の部分を入れ込んでいくという形で今回は対応させていただきたい。

また「者」に「児」を追記するご意見について、「者」は法律用語で、子どもも大人もあわせて「個人」となるので、「児」を追記するのは適切ではない。

(委員)「上田市人権施策基本方針」の中でも、子どもは守られるべき存在という表記のみで、主体となる・参加するということはカバーできていない。実態が重要で、たかが文言ひとつとも思うが、やはり法令や条例に明記されているかは重要。女性や高齢者は選挙権を持っており、自分の意思を表明する場所があるが、子どもにはその権利がない。

(会長)マンガ版の内容を検討するという事であるならば、それぞれの年齢に沿った中身で作っていただきたい。皆さんの意見をお聞きしたので、事務局の方でも検討をお願いします。

第19条【事務局 資料に基づき回答】

(3)条例の検証(第21条～附則)

第24条【事務局 資料に基づき回答】

(委員)前回5年前の検証委員会では公募の委員が3人いたが、今回はいないのはなぜか。

(事務局)公募については広報、HP等での募集を掛けているが、今回は応募していただける方がいらっしゃらなかった。今後出来るだけ早めに、市民の方に広く周知出来るようにしていきたい。

第29条【事務局 資料に基づき回答】

第21条【事務局 資料に基づき回答】

(委員)条文3号の役割分担についてももう少しわかりやすくした方がいいのでは。今後のまちづくり組織、地域協議会の役割についてどのような方向になっていくのが望ましいのか。調整は考えているのか。

(事務局)地域協議会は地域の課題について調査・研究を行い、市が主体となって行うべきものについて、市長に対して提言することが出来る権限を持つ。前回調査・研究をしたところ、住民自治組織を含む地域の住民の中で解決するのであるという結論に至ったため、市への提言は行わなかった。

地域協議会としての役割の部分と、住民自治組織の役割については区分けをしていく必要がある。地域住民では解決出来ないような、市が主体となって行うべきものについては、地域協議会が持つ提言という強い権利をご活用いただきたい。

(委員)提言以外に様々な意見が出ている。もう少し連携して実動しやすいような環境に持っていく必要があるのではないか。

(事務局)4月から始まった第8期の地域協議会でも協議会のあり方を含めて検討いただけないか、問題提起をさせていただいている。

(委員)まちづくり組織と、地域協議会を兼務していて、率直に言って同じようなことをやっていると感じる。全ての地域でまちづくり組織が出来たら、協議会のあり方を含めて検討していきたい。

(事務局)上田地域の設置単位の縮小の議論をあり方検討の中でさせていただきたい。

第 23~28 条【事務局 資料に基づき回答】

第 30,31 条【事務局 資料に基づき回答】

(委員)住民投票を請求できる権利について、日本国民であることが記載されている。市民の定義には外国籍の方も記載があるが、外国籍の方は住民請求ができないということか。

(事務局)帰化された方は選挙権を持つことができるが、帰化されていない方は権利が発生しない。

(委員)住民投票に参加出来ないとなると、矛盾しないか。

(事務局)公職選挙法の規定が優先されるため、矛盾については変えるわけにはいかない。

(委員)外国籍の労働者が上田市は県内で 1 番多いということもあり、どう捉えていくか、課題ではないかと思っている。

(事務局)住民請求となった場合には、条例制定の中で投票できる人の部分については規定等で検討することもできると考えている。

(委員)条例の周知についてパンフレット等を用いてと記載があるが、各年齢層に沿ったものを作成いただければと思う。

(事務局)年齢に応じた周知方法を図っていきたい。

第 22 条【事務局 資料に基づき回答】

(委員)SDGs は先進国が持続的に発展するという捉え方もあるが、世界中にある格差から生まれる様々な諸問題を解決するという認識であるならば、より声を出しにくい人の声をどうしていくかに視点を置くべきだと思う。

(事務局)SDGs のマークだけを後期まちづくり計画に使用するのではなくて、SDGs 自体を市民の皆さんに浸透するようにしていきたい。達成するために何をしていくか、行政・市民・企業の皆さんと取り組んでいきたい。

(委員)SDGs を条例や逐条解説に盛り込んでいくという回答をいただいているが、どのような形になるか決まっているか。また上田市として SDGs 未来都市及び SDGs モデル事業に応募する考えはあるか。

(事務局)まずは総合計画を策定した後、SDGs の未来都市になることを目指して取り組んでいく。未来都市になっただけでは意味がないので、上田市としてモデル事業に取り組んでいきたいと考えている。モデル事業は環境・経済・社会の 3 つを含めて行政・市民・企業の皆さんという視点が入らないと認めてもらえないため、モデル事業に向かって具体的に考えていきたい。

逐条解説については、まずは市民の皆さんに SDGs とは何かご理解いただき、市の目指す方向性を解説として載せていきたいと考えている。

第 32~34 条【事務局 資料に基づき回答】

第 35 条【事務局 資料に基づき回答】

附則 2【事務局 資料に基づき回答】

(委員)この条例をどう活かしていくかが非常に大切。市役所職員一丸となって市民の皆さんに浸透させていただきたい。

(事務局)今後も市内公共施設への配置、マンガ版の配布等を通して周知を図ってまいりたい。また、各課に配属した協働推進員を通して、各課職員への周知を徹底していく。

その他 平和及び国際交流について【事務局 資料に基づき回答】

(委員)次回の見直しについて、今回のような日程ではなくもっと早くから開催できるよう記していただきたい。社会は大きく変わっていく中で、議会で条例に関わる議論をしていただくためにも、今のスケジュールでは間に合わない。3 年後位から検証委員会を始められるようにしていただきたい。

(事務局)今回はコロナ禍の中で、今年度中に見直しなればいけない事情からタイトな日程でのお願いになってしまった。次回は余裕を持ったスケジュールで行わせていただきたいと考えている。

4 その他

次回日程及び内容について連絡

5 閉会

